

会議録

会議の名称	社会教育委員の会議（9月定例会）会議録
開催日時	平成25年9月25日（水曜日）午後2時から4時15分まで
開催場所	保谷庁舎3階 会議室
出席者	委員：須永議長、内田副議長、川崎委員、木下委員、操野委員、沼本委員、服部委員、原委員、森田委員、矢野委員 事務局：神田主査 欠席：岩崎委員、屋宮委員、山田委員
議題	(1) 生涯学習の推進について (2) 平成25年度社会教育関係団体補助金について (3) 報告、その他
配布資料	1 西東京市生涯学習推進指針（骨子案） 2 西東京市第2次基本構想 基本計画案 中間のまとめ（抜粋） 3 次期教育計画骨子案 4 西東京市社会教育関係団体に対する補助金交付に係る申請及び実績報告の審査等の基準 5 平成25年度社会教育関係団体交付決定関係資料 6 平成25年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会第4ブロック研修会開催要項 7 基本構想 基本計画等について 8 庁内計画策定の状況 ○地域生涯学習事業企画運営研修会の開催について（通知） ○第13回西東京市民文化祭プログラム ○社教連会報No.73号 ○東京文化財ウィーク2013ガイドブック（特別公開 企画事業編） ○東京文化財ウィーク2013ガイドブック（通年公開編）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	

25年8月定例会議の会議録4か所訂正後、承認する。

議題1 生涯学習の推進について

○事務局：

配布資料1「西東京市生涯学習推進指針（骨子案）」、配布資料2「西東京市第2次基本構想 基本計画案 中間のまとめ（抜粋）」、配布資料3「次期教育計画骨子案」配布資料7「基本構想 基本計画等について」、配布資料8「庁内計画策定の状況」に添って、生涯学習の推進について説明。

今後の生涯学習の推進にあたっては、計画ではなく、各課での積極的な取り組みに向け、生涯学習推進の理念と方向性を示す指針を策定したいと考えている。指針については、基本的には、これまでの方針をそのまま引き継ぐと考えているので、平成25年度ま

での生涯学習推進計画の方向性とあり方を基本に、骨子案を作成した。

庁内では、市の基本計画が示す「まちづくり」に呼応して、その施策の体系に基づいた考え方や事業を定めた各行政分野に係わる個別計画が多く策定されている。生涯学習推進計画も、平成21年度から平成25年度の基本計画の中では配布資料7のとおり「創造性の育つまちづくり」の個別計画として位置付けられ、計画事業の推進を図ってきたが、生涯学習推進に係わる事業は、各課の個別計画にも位置付けられて推進されてきたという経過がある。平成26年度には、配布資料8「庁内計画策定の状況」のとおり、多くの個別計画について次期計画策定が予定されている。今後の生涯学習推進に向けては、各課の個別計画の施策や事業に生涯学習推進の視点を盛り込んでいただき、各課の計画で着実に生涯学習に係る事業の推進を図っていききたいと考えている。

生涯学習の推進については、現在策定中の西東京市第2次基本構想にも位置づけられている。生涯学習の位置づけとしては、基本構想の中のまちづくりの方向の一つに、「創造性の育つまちづくり」があり、その中の「多様な学びと文化 スポーツが息づくために」という分野での施策として、「生涯学習環境の充実」が掲げられている。この中に、市全体の学習 文化 スポーツの振興や文化財保護、公民館や図書館などの社会教育での取り組みが盛り込まれることになる。生涯学習推進指針は、市の上位計画である基本構想を受け策定するという位置づけとなっている。また、平成26年度からの市の教育計画の骨子案の中でも、「いつでも どこでも だれでも学べる社会の実現に向けて」という施策があげられており、この施策の中に、生涯学習の推進に関する事業が位置づけられる。

市の基本計画の方向性や庁内の個別計画の策定状況などを見ていただいて、指針として具体的にどのようなことを書き込んでいったら良いか、どのような内容を盛り込んだら良いかなど、ご意見をいただきたいと思う。

主な質疑応答 意見

委員：

現在の西東京市生涯学習推進計画の改定版をつくるのではなく、指針という形で策定するのか。

○事務局：

前回の計画では、庁内での生涯学習への理解を深めてもらうためにも、庁内全体の関連事業を体系化して示す形で計画として策定したが、5年たった現在では、庁内の多くの個別計画に生涯学習に関する事業が位置付けられており、生涯学習計画として進行管理する事業が、各課の個別計画においても重複して進行管理されているという状況がある。そういう状況を考えると、計画というよりも指針という形で、生涯学習推進の方向性を示すものを策定し、それに基づいて庁内全体で生涯学習推進に取り組むという推進体制をとりたいと考えている。

○委員：

計画を指針という形に変えて、それをベースにして個別計画を立てるということだが、基本的に個別計画の対象事業というのは、教育委員会の中のものだけということか。

○事務局：

生涯学習の推進ということでは、関連する庁内の全個別計画を対象にして、その中で生

涯学習推進指針を反映してもらうことになる。

○委員：

個別計画の策定のタイムスケジュールはどのようになるのか。

○事務局：

個別計画は各課で策定するが、平成25年度は、多くの課が平成26年度からの次期の計画づくりを行っているところである。タイムスケジュールとしては、平成25年度中に計画策定され、平成26年度から新しい計画がスタートする形になる。

○委員：

計画の期間は5年ないし10年という形なのか。

○事務局：

計画期間の設定は、計画により違うが、5年間から10年間という計画が多いと思う。都市計画などでは、20年以上の期間でつくっている計画もある。

○委員：

昨年8月に消費者教育推進法が成立して、12月から施行された。この法律によって地方公共団体で消費者教育をやるということが責務になっており、今後10年間の市の基本構想には、何らかの形で入ってこなければならぬのかなと思う。消費者教育推進法には、教育委員会と福祉部局が連携しなさいということも書いてある。消費者教育の担当という部署が無いのだったら、社会教育の分野で取り込んで主導的に行っても良いのではないかと思う。消費者教育というのは、幼児から高齢者まで含めてやりなさいということで、一人ひとりが人格を磨き、豊かな生活を送るためにとか、消費者社会を自立して過ごすとか、自分たちの行動が社会に対してどういう影響を及ぼすかを含めて考えなさいとか、規範的な精神を養うとか、かなり幅広く捉えており、消費者教育を社会教育と置き換えても通じるものになっているのではないかと思う。社会教育委員の会議で論じるテーマにもなるのではないだろうか。

○委員：

推進法では、消費者教育の実施にあたっては、消費生活センターと教育委員会その他関係機関と連携しなさいとも書かれている。

○事務局：

西東京市には、協働コミュニティ課の所管する消費者センターがあるが、消費者教育に関することは公民館の講座でも扱っていると思う。社会教育の分野で学ぶべき学習課題として扱う内容でもあると思うが、今後、より一層推進するためには、中心になる場所が必要になるということだろう。

○委員：

全庁的な関わりや調整が必要な分野はなかなか進まない。そういう意味では、別の部局の話だということではなくて、社会教育として取り込んで、指針の中に盛り込んで良い

のではないかと思う。

○事務局：

この5年間の中では、消費者教育について法整備がされたり、教育基本法の改正に伴って家庭教育に関する事項への対応が求められたりと、いろいろと変わってきている状況があるということだろう。こういった新たに取り組む必要のある分野や進んでいない教育の分野などについて、今回策定する「生涯学習推進指針」の中で、生涯学習として、全庁的に取り組むということを示していく形にするかといった検討をする必要があると思う。また、指針に盛り込むには、今後10年、それが全庁的に取り組む課題や分野かどうか、庁内の生涯学習推進計画庁内検討委員会でも検討していく必要があるかと思う。

○議長：

資料1で示された指針の骨子案の方向性とか内容について、皆さんからご意見をいただきたいが、いかがでしょうか。

○委員：

「3つの基本方向」があるが、順番を変えて、3番目のものを1番目にもってきてはどうか。また、目指すものの中で、「だれもが主役で輝く循環型の学習社会の創造をめざして」とあるが、どういうことかわかりにくいので、市民の方々にわかりやすいような説明をつけた方が良い。

○委員：

西東京市でうまくいっている事例など、西東京市の独自性を盛り込んでみてはどうか。また、何のために指針を出すのかという目的を明確にした方が良い。

○委員：

「西東京市の現状と課題」というところで、市民意識調査として、生涯学習活動の充実の満足度が相対的に高く、重要度が低いという結果を上げて、コスト面で、もう少し考えていきたいと思いますということが書かれている。一方、後半部分を見たときに「指針の位置づけ」として、「この指針は西東京市の基本計画施策のまちづくりの根幹をなすものである」とまでうたっているのに、市民の意識として重要度が低いという現状をあげているのは違和感を覚える。推進していくという姿勢を出さないと後ろ向きになっているように感じる。市民意識において重要度が低いという点は課題としてとらえ、重要度が高められるよう、生涯学習の意義を市民に伝え、生涯学習の理念も含め、生涯学習が市民にとって大切なものであるということ伝えていく指針にしていくことが必要だろう。

○委員：

予算や人員を減らされているが、生涯学習は必要だから、この指針を示して推進していきますといった事を書いた方が良い。

○委員：

現状も大切だが、指針には理想を書いても良いと思う。

○委員：

生涯学習の課題としては、課題解決能力、つまり生きる力をつけることだと思う。食育や消費者教育なども「生きる力」をつけることになると思うが、それぞれ個々の事業はいろいろなところでやっている。生涯学習は、その根幹となるものを担うものではないだろうか。

○委員：

高齢化社会に向けて、これからはより一層、生涯学習の推進が必要になると思う。これからの西東京市がどうなっていくのかということと関連づけて述べる必要があるだろう。もっとより発展的な視点を入れていった方が良い。これからの未来を切り開くためにも、生涯学習を推進することが重要だと思う。

○委員：

今後は、市民の参加というより参画に重点が置かれると思う。そういった意味では、市民のニーズの変化に対応していく必要もあるだろう。参画という意味では、誰もが主役という考え方が一番目にあった方が良いと思う。これがベースになると思う。学び合いについては、行政も含めた学習支援を充実する必要であり、一、二番目をベースにして、三番目の育ち合いということになるのではないだろうか。さまざまな世代の交流がはかられる機会がつくられる訳であるから、共生社会という位置づけも大事になるだろう。

議題2 平成25年度社会教育関係団体補助金について

事務局：

配布資料4「西東京市社会教育関係団体に対する補助金交付に関わる申請及び実績報告の審査等の基準」、配布資料5「平成25年度社会教育関係団体交付決定関係資料」に添って、補助金交付決定の経過について説明。

7月15日まで補助金の申請を受付け、前年申請した1団体から同様の事業内容で申請があった。事務局で申請書類の内容を確認し、資料4の申請及び実績報告の審査等の基準内容に沿って審査の上、交付決定額（案）を作成した。

今回、申請についての相談を受けた団体は、6団体ほどあったが、なかなか実際に申請をしていただくところまでにはいかなかった。

NPO団体からの相談が何件かあった。社会教育関係団体とNPO団体は同じではないので、申請したNPO団体が該当するかどうかといった判断に関しては、要領の中で未整備な部分がある。公民館の主催事業から発足した団体からも、なかなか予算的にも団体活動が軌道に乗らないので、財政的な支援を受けて活動したいという相談があった。団体からは運営費として支援してほしいという声が多いが、この補助金は、団体の運営費補助ではなく事業費補助を目的として整えられている。

結果的に、申請は1団体ということになったが、何件か問い合わせがあったということでは、団体活動への補助が必要とされている状況はあると思う。しかし、この制度を活用したい団体が必要としている支援内容を聞くと、どうもうまくこの制度とマッチしていない部分もあるようで、その点も申請団体が増えない要因になっているのではないかと思われる。

今後、社会教育委員の皆様のご意見を伺いながら、この制度自体を社会教育関係団体補助金制度として維持していくのか、もっと別な整えや内容で、地域のいろいろな団体活動

の状況に対応できる形に変えていくのかを検討していきたいと考えている。
今後、この制度を広く活用してもらうためには、NPO団体の扱いなどについても取扱要領に明記していく必要があるかと思う。また、公民館の事業で学習を始めた人たちがその後も団体を作り、自立的、継続的に活動できるよう、どう補助金を活用してもらうのか、公民館とも連携しながら支援策を考えていかなければならないのではないかと考えている。

主な質疑応答 意見

○委員：

私も以前、今回申請された事業に関わっていたが、とても良い形で行われている事業だと思う。以前は、小学校を巡りながら行っていた。今は市民会館で行われているので、参加しやすい地域もあるが、毎回盛況に行われている。

○委員：

もう少し団体から申請があっても良いような感じはするが、申請できる基準が、申請する側として対応できないのか、申請後の対応が大変なのか、今後の検討課題になると思う。

○事務局：

自分たちの団体の中では、不足なく活動ができていても、補助金申請となると、会則や総会、予算などに関してまた別な整えが必要となってくるので、整えが難しい団体は申請ができないという状況があるようだ。

○委員：

補助金制度のあり方としては、会費を徴収するなど会として財政的にも自立し、運営体制もしっかりしてからでないと、なかなか補助金は受けられないだろう。

○事務局：

社会教育関係団体の補助金の趣旨をお話したときに、運営費補助ではないという点をなかなかご理解いただけない部分がある。

○委員：

こちらのほうの姿勢として、団体を育てていこうという基本的な精神も大事だと思う。西東京市の状況だけではなく、他市はどのようにやっているかというところからもヒントがあるのではないか。

○委員：

対象を社会教育的団体として、NPO団体などいろいろな分野で活躍している団体を含め、広く市民を対象とした社会教育的な啓発的事業の実施であれば良いとしていくという考えもあるのではないか。

○事務局：

今の社会教育関係団体補助金の制度では、社会教育法の中の社会教育関係団体という条

件と、社会教育事業を実施するという2つの条件がある。しかし、時代の変化や市民の自由闊達な団体活動の広がりを見ると、市民の力で地域の社会教育事業を推進していったらうこと、そのためには多くの団体が申請できることが肝要なのだと考えて制度を整え直すことも必要だろう。事務局としても社会教育関係団体補助金制度のあり方については、今後の、検討課題だと考えている。

○議長：

審議の結果、社会教育委員の会議として、平成24年度補助金交付団体及び補助金決定額について、了承してよろしいか。

○全委員：異議なし。

議題 報告、その他

1都市社連協第4ブロック研修会(10月21日)の参加について

○事務局：

前回、参加について確認させていただいたが、マイクロバスの手配ができた。当日は、午後1時15分にこもればホール前集合をお願いします。

参加予定：須永委員、内田委員、川崎委員、木下委員、操野委員、沼本委員、服部委員、原委員、森田委員、矢野委員

2地域生涯学習事業企画運営研修会（10月10日）の案内について

○事務局：

参加希望者は、申し出て欲しい。

参加予定：須永委員、内田委員、川崎委員、木下委員、操野委員、沼本委員、原委員、森田委員、矢野委員

○議長：

以上で本日の社会教育委員の会議（9月定例会）は終了する。

※次回会議 平成25年10月28日（月曜日）午後2時